

NEWS RELEASE

2020年2月25日

無配当総合福祉団体定期保険「健康経営割引制度の導入」 〜業界初!当社所定の基準を満たせば保険料割引を適用〜

SOMPOひまわり生命保険株式会社(社長:大場 康弘、以下、「当社」)は、3月16日から、無配当総合福祉団体定期保険について、健康経営に取り組んでいる団体^{※1}に対する保険料割引制度および経産省認定に向けた各種支援サービスを導入します。

(※1) 経済産業省「健康経営優良法人認定制度」により認定(以下、経産省認定)を受けた団体および当社所定の基準(以下、自社基準)を満たした団体が対象。なお、経産省認定を受けていなくても自社基準認定により保険料割引を適用できるのは業界初^{※2}となります。

(※2) 2020年2月25日現在 当社調べ

1. 目的・背景

近年、少子高齢化にともなう労働人口の減少により、主に中小企業における「従業員の健康維持」「優秀な人材確保」「生産性向上」が喫緊の課題となっており、従業員の健康管理を経営的視点から考える「健康経営」への取組みが加速しています。

当社では「健康応援企業」への変革を目指し、保険本来の機能 (Insurance) と健康を応援する機能 (Healthcare) を組み合わせた、従来にない新たな価値「インシュアヘルス (Insurhealth®)」の提供を行っております。この度、健康経営に取組んでいる団体に対するサービスを導入することで、企業の健康経営への取組みをサポートし、従業員福祉の向上に寄与するとともに、企業が抱える問題の解決に貢献してまいります。

2. 商品概要

(1)健康経営割引制度

経産省認定を受けた団体および自社基準を満たした団体に対して、当社所定の割引率により、主契約およびヒューマン・ヴァリュー特約の保険料を割り引きます。 経産省認定を受けていない団体においても、自社基準を満たした場合は一定の保険料の割引を受けることができます。なお、自社基準とは、経済産業省「健康経営優良法人認定制度」の認定要件と同程度の基準です。

(2) 保険料例

主契約保険金額500万円、被保険者全員50歳男性、年間保険料(月払保険料の12カ月分)

被保険者数	健康経営割引「適用あり」 ^{※3} ()内は「適用なし」の場合との差率		健康経営割引
	自社基準認定	経産省認定	・ 「適用なし」
100名	1, 266, 000 円 (▲0.5%)	1, 254, 000 円 (▲1. 4%)	1, 272, 000 円
200名	2, 172, 000 円 (▲0.6%)	2,100,000円(▲3.8%)	2, 184, 000 円
500名	4,650,000円(▲0.6%)	4,500,000円(▲3.8%)	4,680,000 円

(※3) 団体の人数規模や人員構成によっては、健康経営割引を適用しても、保険料が変わらないことがあります。 なお、健康経営割引は災害総合保障特約には適用されません。

以上

SOMPOひまわり生命保険株式会社

1. 健康経営®について

健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。(「健康経営®」は、NP0法人健康経営研究会の登録商標です。)

出典:「健康経営の推進について」(平成30年7月経済産業省)

2. 健康経営優良法人認定制度について

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をも とに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としています。

本制度では、規模の大きい企業や医療法人等を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業や医療法人等を対象とした「中小規模法人部門」の2つの部門により、それぞれ「健康経営優良法人」を認定しています。

出典:経済産業省ホームページ

3. 無配当総合福祉団体定期保険について

保障	目的	
主契約	企業の弔慰金・死亡退職金の財源確保	
(死亡保障)		
ヒューマン・ヴァリュー特約	役員・従業員の死亡による企業の経済的損失	
(死亡保障)		
災害総合保障特約	不慮の事故による障害・入院見舞金等の財源確保	
(障害・入院保障)		

